

岐阜県 学校・フリースクール等 連携ガイドライン

【目次】

はじめに	1
1 全国及び岐阜県における不登校の現状と取組の方向性	2
2 教育委員会及び学校とフリースクール等民間施設・団体との連携の必要性	4
3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について	9
4 岐阜県内のフリースクール等民間施設・団体の現状	10
5 義務教育段階の不登校児童生徒が「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合」や、「自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合」の指導要録上の出欠の取扱いについて	12
6 参考	14

令和3年6月

(令和6年6月更新)

岐阜県教育委員会

不登校児童生徒への支援に当たっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 年 12 月 14 日公布)」に基づく文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年 10 月 25 日)」において、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、学校、教育委員会、教育支援センター等の公的機関と、フリースクール等の民間施設・団体とが積極的に連携を図っていくことが求められました。

同年(令和元年度)の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)」によると、本県の義務教育の段階における不登校児童生徒数は 3,044 人(小学校 929 人、中学校 2,115 人)であり、県内の不登校児童生徒数は高水準で推移していたところです。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、令和3年2月に「岐阜県学校・フリースクール等連携協議会」を設置し、同6月には「岐阜県学校・フリースクール等連携ガイドライン」を策定してその周知を図るとともに、よりよい連携の在り方を求めてきました。また、令和3年度からは義務教育段階(小・中学校)における不登校児童生徒の保護者や学校教職員、市町村教育委員会担当者、教育支援センター関係者、不登校児童生徒を支援するフリースクール等民間施設・団体関係者を対象に「未来をはぐくむ不登校児童生徒サポートセミナー」を開催し、本県としての支援状況の説明を行ったり、専門家による講演を行ったりしてきました。

一方、令和4年度の同調査によると、県内の不登校児童生徒は、5,255 人(小学校 1,879 人、中学校 3,376 人)と、令和元年度に比べ増加しています。この傾向は全国的にも同様であり、文部科学省においては、通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)について(令和5年3月31日)」、さらに、「不登校の児童生徒等への支援の充実について(令和5年11月17日)」など、不登校児童生徒全ての学びの場の確保や心の小さな SOS の早期発見等に係る様々な方策が示されています。

なお、本ガイドラインの更新では、従来から示してきた不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を変更するものではありません。令和3年6月に同ガイドラインを策定した後に発出された文部科学省通知等を踏まえつつ、県内の支援体制に係る情報を更新しています。

また、学校とフリースクール等民間施設・団体との連携の必要性や民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方、「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合」や、「自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合」の指導要録上の出欠の取扱い等についての基本的な考え方も引き続き示しています。

不登校児童生徒の支援に携わる各市町村教育委員会並びに各学校においては、引き続き当該児童生徒の個別の事情を十分に考慮した上で、本ガイドラインが活用され、適切に指導や支援が行われることを願っています。

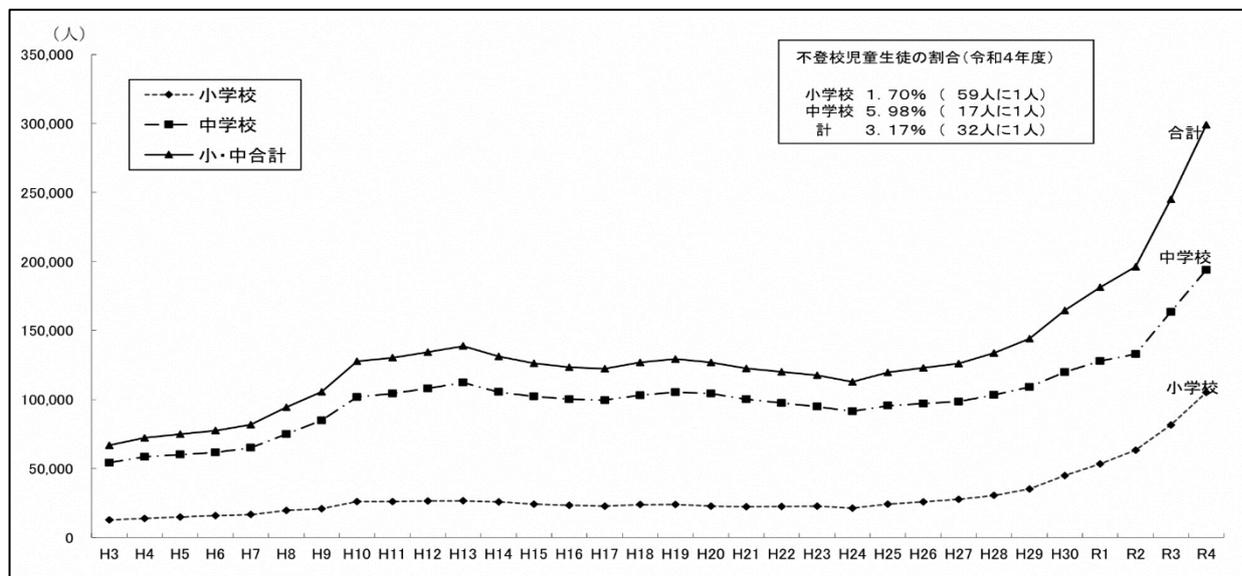
1 全国及び岐阜県における不登校の現状と取組の方向性

(1) 全国の小・中学校の不登校の現状

全国の小・中学校における不登校児童・生徒数は近年増加傾向にあり、令和4年度は、299,048 人になっています。岐阜県においても、令和4年度の国公立の小・中学校における不登校児童生徒数は5,255 人(前年度 4,371 人)で児童生徒数 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は 33.9 人(全国値 31.7 人)であり、前年度の 27.7 人(全国値 25.7 人)より増加しています。

○全国の小・中学校の不登校児童生徒数の推移

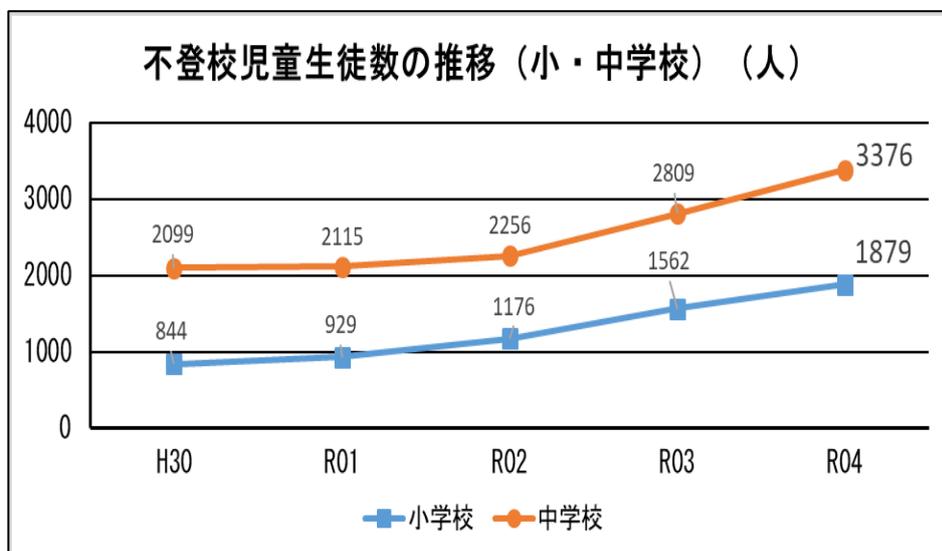
(「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省)」より)



(2) 岐阜県の小・中学校(国公立)の不登校の現状

区分	岐阜県(国公立学校)			
	令和4年度	令和3年度	増減	前年度比
小学校	1,879 人(18.6 人)	1,562 人(15.2 人)	+ 317 人	+ 20.3%
中学校	3,376 人(62.5 人)	2,809 人(51.1 人)	+ 567 人	+ 20.2%
合計	5,255 人(33.9 人)	4,371 人(27.7 人)	+ 884 人	+ 20.2%

(「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省)」より:表の()内の数値は、1,000人当たりの不登校児童生徒数)
 < 県内不登校児童生徒数の推移 >



■不登校児童生徒とは
 令和4年度間に連続又は断続して30日以上登校しなかった児童生徒であって、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く)。

(3) 現状に対する取組の方向性

■「〔文部科学省〕義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめについて（令和元年6月21日公表）」の内容（抜粋）

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>（学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握）</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○9割以上の教育支援センターが、通所の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書等により教育委員会と情報共有を行っている。 （平成30年度実態調査、以下同じ。）</p> <p>○教育委員会等と連携のある民間団体・施設の約7割が、通所の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書等により教育委員会等と情報共有を行っている。</p>	<p>○「児童生徒理解・支援シート」等を活用した関係機関（多様な学びの場を確保する観点から、個々の事情に応じて児童館・図書館等の公の施設を含む）間の情報共有を推進する。</p> <p>○学校は、校長のリーダーシップの下、必要に応じて不登校児童生徒の状況に係る情報の共有を行い、適切なアセスメントに基づく組織的・計画的な支援を行うための組織を設置するものとする。</p> <p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した個々の不登校児童生徒の状況の継続的な把握を推進する。</p>
<p>（学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援）</p> <p>第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○法や基本指針の趣旨が教職員に十分周知されておらず、不登校児童生徒の「支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」といった基本指針の趣旨に基づく対応が徹底されていない。 →教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315（約16%） （平成30年度実態調査、以下同じ。）</p> <p>○約8割の教育委員会等が児童生徒や保護者に対し、不登校児童生徒が相談・指導を受けることができる学校外の機関等についての情報提供をしている。</p> <p>○約15%の教育委員会等が、不登校児童生徒の支援に当たり、民間の団体・施設と連携している。連携していない主な理由としては、「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校児童生徒が利用できる施設が他にあるため」。</p>	<p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨（不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること、多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒に応じた必要な支援が行われること、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること、これらの支援は児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこと、児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならないこと等）を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○「児童生徒理解・支援シート」等の法の趣旨に沿った活用を促進する。</p> <p>○教育委員会等と民間の団体・施設の連携推進に向けた方策を検討する。</p> <p>○私立学校に在籍する不登校児童生徒への支援を推進する観点から、首長部局との連携を図る方策を検討する。</p> <p>○保護者に対し、不登校児童生徒が相談・指導を受けることができる学校外の機関等についての情報提供を推進するための方策を検討する。</p> <p>○国は、学校以外の場における学習活動の制度上の位置付けについて、その実態や就学義務との関係を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>

上記の「国の対応の方向性」に示されている内容を踏まえ、本県において、特に下記の内容について取り組んでいく必要があると捉えています。

【取組の方向性】

- 学校や教育支援センター等公的機関と民間施設・団体とが情報共有を図る。
- 教育機会確保法や基本指針の理解を深める等の教職員研修を実施する。
- 保護者等に対し、学校外の関係機関等についての情報提供を推進する。

2 教育委員会及び学校とフリースクール等民間施設・団体との連携の必要性

令和元年10月25日付けで文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」が出されました。

本通知は、右表にある「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出欠扱いに係る記述について、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育の機会確保法」という。）や教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理され、まとめられたものです。

そこで、全ての教職員等が「教育の機会確保法」や「基本指針」についての理解を深め、本通知に示された「不登校児童生徒へ

【不登校児童生徒への支援に関する国の施策等】

期日	法・通知・報告等
平成28年7月	「不登校児童生徒への支援に関する最終報告 ～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」 (不登校に関する調査研究協力者会議)
平成28年12月14日	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の公布
平成29年1月	「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」 (教育相談等に関する調査研究協力者会議)
平成29年2月	「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～(報告)」 (フリースクール等に関する検討会議)
平成29年3月31日	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」の策定
令和元年6月21日	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」 (不登校に関する調査研究協力者会議、フリースクール等に関する検討会議、夜間中学設置推進・充実協議会)
令和元年10月25日	「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」
令和5年3月31日	「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)について(通知)」
令和5年8月31日	「『不登校特例校』の新たな名称について(通知)」
令和5年11月17日	「不登校の児童生徒等への支援の充実について(通知)」

の支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」といった基本的な考え方を踏まえることが重要となっています。

この基本的な考え方は、令和5年11月17日付けの文部科学省通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」においても変わっていません。

フリースクール等に関しては、令和元年10月25日付け文部科学省通知の「1(2)学校教育の意義・役割」の中で「教育支援センターや不登校特例校(学びの多様な学校)、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。」と示されています。また、「2(4)不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保」の中で、義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱い等について示されています。さらに「3(5)民間施設との連携協力のための情報収集・提供等」の中で、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設やNPO等とより積極的な連携を図っていくために、教育委員会に対して日頃から積極的に情報交換や連携に努めることなどが求められています。

【教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述（抜粋）】

（１）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

（平成28年12月14日公布）

第一章 総則

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

「第三条二」に示されているとおり、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が求められています。多様な学習活動の場として、教育支援センターや学びの多様な化学学校のほか、フリースクール等の民間施設・団体も含まれます。

また「第三条五」に示されているとおり、国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体、その他の関係者の相互の密接な連携が求められています。

（２）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

（平成29年3月31日策定）

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

（２）不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

（イ）教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援

不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進する。特に、教育委員会等と民間の団体が継続的に協議を行う連携協議会の設置や公と民との連携による施設の設置・運営など、先進事例の紹介等の取組を通じて両者の連携を推進する。また、相互評価に関する調査研究を行うなどして、民間の団体の間における自主的な連携協力を後押しする。

（オ）経済的支援

特に経済的に困窮した家庭を対象として、民間の団体等学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する必要な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（カ）情報提供

不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供を促すほか、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度等の周知を徹底する。

「基本指針」において、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保のために必要とされる「教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援」、「経済的支援」、「情報提供」について上記のとおり示されています。

(3)「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」<文部科学省初等中等教育局長>(令和元年10月25日)

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある。一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

(中略)

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級(以下、「夜間中学」という。)での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

2 学校等の取組の充実

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

⑥ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、(中略)。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別添3)を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(後略)

3 教育委員会の取組の充実

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

② 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

(4) 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）について（通知）」
＜文部科学省初等中等教育局長＞（令和5年3月31日）

1 不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるような、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、児童生徒や保護者に必要な支援を行うことが重要であること。

(1) 不登校特例校(学びの多様化学校)の設置

(中略)将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国 300 校の設置がなされることを目指しており、各設置者においても、分教室型を含めた設置に向けた取組が期待されること。

(2) 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置

(中略)各学校において、支援スタッフ等の活用や学校ボランティア等の協力も得つつ、空き教室や空いているスペースを利用する等して、こうした機能を有する校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)を設置することが望まれること。

(3) 教育支援センターの支援機能等の強化

教育支援センターには、不登校児童生徒本人への支援に留まらず、その保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の情報提供や、域内の様々な学びの場や居場所につながるようなことを行うための支援等を行うことが期待されること。

また、不登校児童生徒への支援の知見や実績を有する NPO やフリースクール等の民間施設のノウハウを取り入れた支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通じた NPO やフリースクール等との連携を強化することも効果的であると考えられること。

(4) 教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施

不登校により自分の教室で授業を受けられない場合であっても、自宅等で1人1台端末等を用いて配信された教室の授業を受講する等の支援により、学習の遅れを取り戻すことが期待される。

この場合、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒が一定の要件 1 を満たした上で、自宅等において ICT 等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上出席扱いするとともに、本人の進学等の意向等を考慮し、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映することが望ましいこと。

(5) 柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめや教員による体罰や暴言等の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合、こうした問題の解決に真剣に取り組んだ上で、適切な教育的配慮の下に学級替えや転校の措置を活用することも可能であり、児童生徒又はその保護者が希望する場合には丁寧な相談を行うことが求められること。(後略)

2 不登校児童生徒の保護者への支援

不登校児童生徒の早期支援のためには、その保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるようにすることが重要である。

このため、教育委員会等において域内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設や多様な居場所等に関する相談窓口を設け、必要な情報を整理し提供することが求められること。

また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を重層的に支援することが望ましいこと。(後略)

3 早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化

児童生徒の心身の状態の変化の早期発見や、児童生徒や保護者の包括的な早期からの支援のため、地方公共団体の福祉部局と教育委員会との連携を強化することが求められること。その際、教育委員会と福祉部局が協働し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた教職員向けの研修会を実施したり、保護者向けの学習会等を開催したりすることも考えられること。

また、福祉部局と教育委員会との人事交流や併任発令等を通じた連携強化も効果的であると考えられること。

4 学校の風土の「見える化」

学校の風土と欠席日数の関連を示す調査研究があり、学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、関係者が共通認識を持って取り組むことにより、安心して学べる学校づくりを進めることが期待されること。(後略)

(5)「不登校の児童生徒等への支援の充実について(通知)」<文部科学省初等中等教育局長>(令和5年11月17日)

● 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方 【別紙】

1 令和元年10月25日付け通知について

不登校児童生徒への支援に対する文部科学省の基本的な考え方について、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付け元文科初第698号文部科学省初等中等教育局長通知)においては、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」としているが、同通知はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。

(中略)

以上のように、同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、

等を示しているものである。

2 学校教育の意義及び在り方について

(中略)

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

3 不登校の児童生徒や保護者への支援等について

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とした「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)(令和5年3月)」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ(令和5年10月)」、様々な学びや相談の場を作り出していくことを示した「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～(令和5年10月)」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。学校及びその設置者は、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設や NPO 等との連携が必要となった場合であっても、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

あわせて、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用していただきたい。

● 具体的な取組内容 (※項目のみ抜粋)

1 不登校児童生徒等の学び継続事業

- ① 校内教育支援センターの設置促進
- ② 教育支援センターの ICT 環境の整備
- ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

2 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

- ① 教育支援センターの総合的拠点機能形成
- ② 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進
- ③ 不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進

3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について

フリースクール等民間施設・団体において相談・指導を受ける際には、学校や市町村教育委員会、保護者が、次に掲げた事項を参考としながら、当該施設・団体において子どもが必要としている支援を受けることができるか、総合的に判断することが大切です。

※「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)(別添3)「民間施設についてのガイドライン(試案)」より抜粋。

1 実施主体について

- 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。
- 受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- 我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

- 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

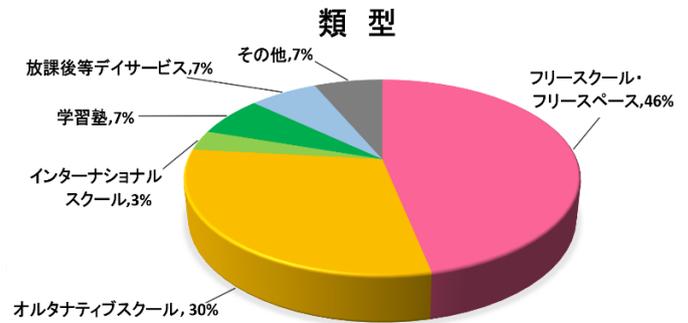
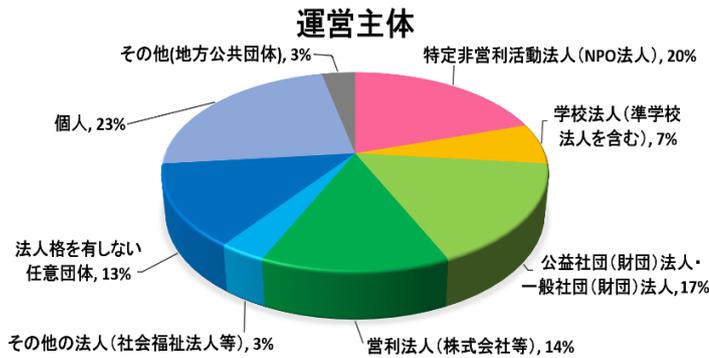
4 岐阜県内のフリースクール等民間施設・団体の現状

(1) 民間施設・団体（フリースクール等）の概要について

【調査について】

・岐阜県内の義務教育段階の児童生徒が通う民間施設・団体のうち、市町村教育委員会等から情報提供のあった44施設・団体(県内30か所、県外14か所)に調査を依頼、回答を得た30施設・団体(県内26か所、県外4か所)の状況を取りまとめたものです。 ※本調査結果は令和6年1月現在。

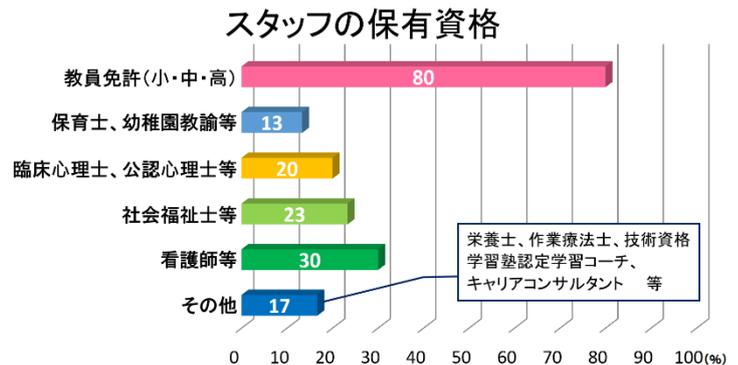
■ 民間施設・団体の運営主体や類型は多様で、様々な特徴がある。



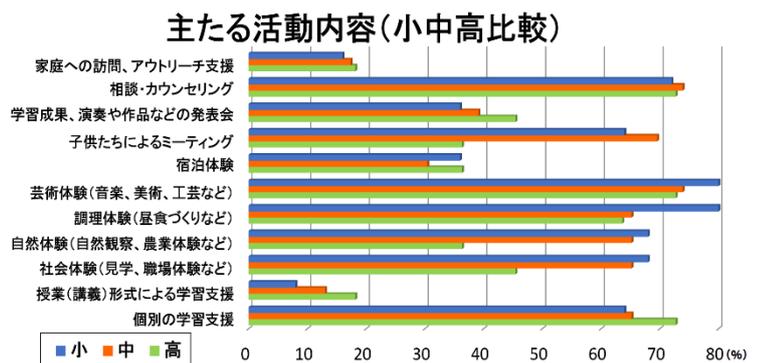
※ 呼称についての明確な定義はなされていないが、本調査では次のように定義した。
 ・「フリースクール」…主として不登校児童生徒を受入れることを目的としている。
 ・「オルタナティブスクール」…主として主体性や自発性を支援し体験活動を中核としている。

■ 令和6年1月末現在、44の施設・団体に約250名の児童生徒が在籍している。
 (小学生:178名、中学生:71名)

■ 9割以上の施設・団体のスタッフは何らかの専門的な資格を保有している。また、8割程度の施設・団体で小・中・高いずれかの教員免許を保有している職員がいる。

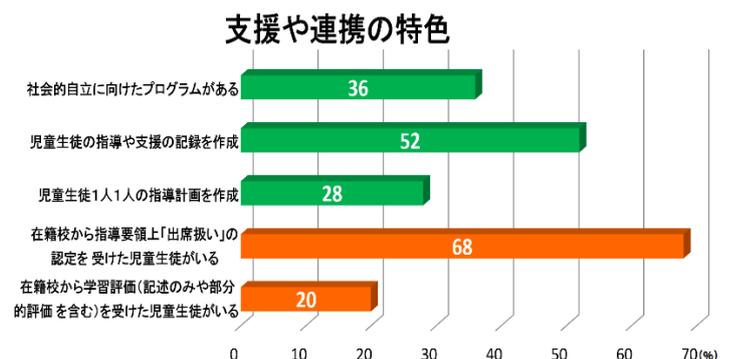


■ 小学校、中学校、高校と、段階的に体験活動から学習活動に移行する傾向が見られる。また、社会的自立に向けて表現力を身に付ける活動がより多く行われる傾向がある。



■ 在籍校や教育委員会との連携・連絡はほぼ全ての施設・団体で行われている。そのうち、約半数は毎月1回以上の連絡が行われている。

■ フリースクール等の施設・団体を利用する児童生徒が在籍校から指導要録上「出席扱い」の認定を受けていると回答した施設・団体は全体の7割近くある。また、在籍校から記述や部分的評価も含む何らかの学習評価を受けた事例も2割程度ある。一方で、これらの扱いが在籍校によって異なると回答した施設・団体も依然としてある。



(2) 岐阜県内のフリースクール等民間施設・団体の活動例について

◆ 子どもたちの不安を和らげる学習支援を (Aフリースクール)

小学校高学年の児童や中学生の生徒は、学校へ行かなくなることで、学びがストップしたり、遅れたりすることに不安を感じることがあります。それは学力の高低に関係なく見受けられます。「本当は学校へ行きたい！友だちが欲しい！」という気持ちももっています。当スクールでは、学習への不安を少しずつ解消し、本当は学校へ行きたい気持ちを大切にしながら寄り添っています。

子どもたちは、心をしっかり休めることができると、学習に取り組むことができるようになります。取り組む学習内容は国語、算数(数学)、英語だけでなく、美術や家庭科などからということもあります。まずは「得意」を伸ばします。自己肯定感がしっかりと育まれると、苦手なことにも挑戦することができるようになってきます。

学校に復帰した際に、「学校での授業が全く分からない…。」とならないために、在籍校の授業の進捗を確認しつつ、スタッフと対面または、ICTを活用して学習を進めています。在籍校のカリキュラムに沿って学習支援を進めることで、学習への不安を和らげています。

◆ 一人一人の願いを実現する活動プログラムで (Bフリースクール)

当スクールは「みんなちがって、みんなたのしい」が合言葉です。一人一人の特性や思いに寄り添いながら活動しており、活動プログラムを個別に設定しています。最初は何がしたいか分からないという子も対話を通じて自分の気持ちが表現できるようになり、様々な体験活動を通して主体性や自尊心を育てています。

また、家族に参加してもらうことで、共通理解が生まれ、家族との関係も大きく変わってきます。異年齢との活動も多いため、大人とも対等に関われるスキルを身に付けることもできます。

ある子はビオトープの設計、施工、そこでの飼育に取り組んでいます。予算や規模、どんな生き物を育てるかなどについて調べます。もちろんそこには学校で学ぶ内容も含まれています。また、ある子は文字の読み書きが苦手な学校に行けませんでした。オートバイの免許をとることを目標として問題集を解き、オートバイの整備・塗装にも取り組みました。自分の願いを実現するために何を学び、何をするのかを自ら発見するための活動をしています。

◆ 子どもを真ん中に、多くの人たちとの連携を大切に (Cフリースクール)

当スクールは「地域教育の拠点」を掲げ、子どもを真ん中に、多くの人たちとの連携を大切にして活動しています。児童生徒の在籍校とは、指導要録上の出席扱いだけでなく、様々な活動の状況を共有しています。中学校と連携し、当スクールで定期テスト受験することができた生徒もいます。保護者とは公式SNSで即時の情報共有をしています。多くの地域の方が「同志」スタッフとしてボランティアに来てくださることや、貸し本棚のオーナーとして関わってくださるのも当スクールの自慢です。

活動中、大人から何か提案することはほとんどなく、「何する？」から始め、一緒にお茶を飲みながらの関わりや対話を大切に、子どもたち一人一人の「こうありたい」を引き出して活動につなげています。学校に復帰することを目標にする子、学校は行けないけれど勉強を頑張りたい子、思いによって活動内容は変わります。その在り方をお互いに尊重することでも子どもたちは大きく成長していくと考えています。

◆ 「高校へ行きたい！」を叶えるための連携や情報共有を通して (Dフリースクール)

学校との連携は、指導要録上の出席扱いや成績の評価のみが目的というわけではありません。当スクールに通っている子たちのほとんどが、「高校へ行きたい！」と願っています。それを叶えるために、進路指導についても本人はもちろん、学校、保護者、当スクールが情報を共有しています。学校、保護者、フリースクール等が良好な関係を築いて子どもの願いを支援し、見守っていくことが重要だと考えています。

学校で使う教材をお預かりし、当スクールでやっている子もいます。家庭科の授業で作る「エプロンキット」を製作し、嬉しそうに着用する姿が見られた際には在籍校に報告し、喜びを共有しました。

そうした中で迎えた高校受験。合格発表の日は皆が緊張感で一杯でした。まだまだ大きな不安を抱えながらもわずかな希望を持ち、今年も7名の子たちが「高校デビュー」を果たすことができました。

5 義務教育段階の不登校児童生徒が「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合」や、「自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合」の指導要録上の出欠の取扱いについて

標記については、前記2(3)「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)〈文部科学省初等中等教育局長〉令和元年10月25日」に示された(別記1)及び(別記2)に基づき、以下に示す要件を満たす場合、校長は「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けた日数」や「自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った日数」を指導要録上出席扱いとすることができます。

【学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合】

＜「指導要録上『出席扱い』とする」要件＞

- 学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると判断する場合。
- 「出席扱い」の判断に当たっては、下記の留意事項(1)～(3)を踏まえること。

○留意事項

(1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

- ・ 児童生徒が学校外の施設に通っている場合、学校は保護者と継続的に懇談し、当該施設への通所に係る状況や、保護者や本人の希望等を把握し、児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応などを積極的に行うこと。

(2) 学校外の施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間施設での相談・指導も考慮されてよいこと。

- ・ 民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であることから、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。そのため、校長は在籍児童生徒が民間施設に通っている状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会は当該施設との情報交換や連携に努め、当該校に適切な助言を行うことができるようにすること。
- ・ なお、学校及び教育委員会においては、「3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について」(前掲9頁)を参考にして、上記の判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とし、その内容を踏まえること。

- ・ 定期的に、当該施設における児童生徒の出席状況や学習活動の状況等を記録した文書を受け取ったり、当該施設の指導員等と懇談したりして、当該施設の相談・指導の内容について理解した上で判断すること。

＜「評価」について＞

- 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。
- 評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

【自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合】

<「指導要録上『出席扱い』とする」要件>

- 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が当該児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、学習理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムで、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提としつつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう有効・適切な学習を実施していると判断する場合。
- 「出席扱い」の判断に当たっては、下記の留意事項（１）～（６）を踏まえること。

○留意事項

- （１）ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること。
 - ・ 当該児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習を行う場合、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導の機会が得られないあるいは公的機関や民間施設に通うことが困難な状況にあるなどの事情や、保護者や本人の希望を把握すること。
- （２）保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
 - ・ 自宅においてICT等を活用した学習を行うことについて保護者に十分な説明を行うとともに、ICTの活用状況の把握等について必要な協力を求めること。
- （３）ICT等を活用した学習活動とは、公的機関や民間事業者が提供するICT教材を活用した学習や、インターネットを活用した個別学習システムによる学習、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）、通信教育を活用した学習などが含まれること。
- （４）訪問等による対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
 - ・ 対面指導は、児童生徒のICTを活用した学習状況等を把握し、必要な学習支援や将来の自立に向けた支援などが、定期的かつ継続的に行われるものであること。その際、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意し、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に支援すること。
 - ・ 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- （５）学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
 - ・ 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画等に準拠した計画的なものであることが望ましいこと。
 - ・ 民間事業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用することも考えられるが、その場合、その学習活動が児童生徒にとって有効・適切であるかどうかについては、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断すること。その際、「3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について」（前掲9頁）を参考とすること。
- （６）出席扱いの日数の換算については、当該児童生徒の態様（これまでの家庭での過ごし方や学校への登校状況、対面指導の日数等）に応じて、学習時間や学習量などを基準とした規程等を作成し判断できるようにし、当該児童生徒や保護者に対して事前に説明しておくように努めること。

<「評価」について>

- ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合であること。
- 評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。
- 通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。
- 教育委員会や民間事業者等が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。

6 参 考

(1) 学校外教育支援センターについて

不登校の子どもたちの社会的自立に向けた力を高めていくための学校外の施設として、県及び市町村教育委員会等が設置する「学校外教育支援センター」があります。学校外教育支援センターは、不登校児童生徒に無償の学習機会を提供し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしています。

学校外教育支援センターを核として、各学校が福祉・保健・医療・労働部局等の関係機関や、民間施設・団体と連携しやすい体制をつくり、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークの整備が必要になっています。

設置者	教室名	設置者	教室名
岐阜県	G-プレイス	安八町	ほほえみ教室(分室)
岐阜市	子ども・若者自立支援教室 (明德、七郷、岐陽、芥見)	関市	ふれあい教室
		美濃市	美濃市ほほえみ教室
羽島市	こだま	郡上市	スマイル(南部)(北部)
各務原市	あすなる教室、ココカラ、 さくらなか、さくらまえみや	美濃加茂市	あじさい教室
		可児市	スマイリングルーム
山県市	ふれあいコスモス(美山、高富)	加茂郡	加茂あすなる教室
瑞穂市	アジサイスクール	御嵩町	オアシス教室
本巣市	たんぼぼ、本巣の学び舎	多治見市	さわらび学級
岐南町	子どもサポートセンター「スマイル岐南」	土岐市	土岐市適応指導教室
笠松町	子どもサポートセンター「スマイル笠松」	瑞浪市	こぶし教室
北方町	大空	恵那市	はなのき教室、むつみ教室
大垣市	ほほえみ教室	中津川市	かやの木教室、あけぼの教室
海津市	フレンドリールーム(高須、駒野)	高山市	であい塾
垂井町	フリースペースたるい	飛騨市	グリーンルーム(古川、神岡)
揖斐郡	ほほえみ教室	下呂市	フリースペースふらっと

(※令和6年3月現在)

(2) 学校内教育支援センターについて

自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内に、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待されます。

このため、各学校において、支援スタッフ等の活用や学校ボランティア等の協力も得つつ、空き教室や空いているスペースを利用する等して、こうした機能を有する「学校内教育支援センター」を設置することが望まれています。現在、県内小・中学校、義務教育学校では54%の学校に設置され(令和6年3月現在)、今後も増えていくことが期待されます。

なお、県教育委員会では、令和5年10月に運営手順等をまとめたハンドブック「学校内教育支援センターの運営～誰一人取り残されない学びの保障のために～」を作成し、積極的な設置を働き掛けています。



(3) 学びの多様化学校について

学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)とは、学校教育法施行規則に基づき、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校で、文部科学大臣が指定します。少人数指導や特色ある教育、個に応じた学習・体験が可能となります。

○ 学校法人西濃学園中学校 (揖斐川町：平成21年4月開校/平成29年4月指定)

「コラボレイト」を新しく教育課程に位置付け、国語、社会及び総合的な学習の時間を融合した授業を実施する。寮を持つ学校であり、学習及び生活指導を一貫して行う。

○ 岐阜市立草潤中学校 (岐阜市：令和3年4月開校・指定)

「セルフデザイン」を教科として新設し、音楽、美術、技術・家庭科において各自テーマを設定して発展的な学習を行い、生徒の個性を伸ばしつつ自己肯定感の育成を目指す。

○ 高山市立宮中学校分教室 学びの多様化教室「にじ色」(高山市：令和6年4月開室・指定)

「ゼミ」「プレジャー」「ボイジャー」の3教科を新設し、高山市一之宮町の豊かな自然環境等を活かして不登校になっている生徒が、新たな環境で学び直したい、主体的に学びたいと思える教育課程を編成する。

○ 北方町立北学園分教室 特例教室「オンリー1」(北方町：令和6年4月開室・指定)

令和5年3月に廃校となった北方町立北方西小学校の体育館施設を活用し、不登校となっている生徒が、自分で内容を選び、自分のペースで学習できるよう、特別に工夫した教育課程を編成する。

(4) その他の参考資料

県及び国の不登校対策に係る資料が掲載されているホームページを紹介します。次のURLまたは二次元コードでアクセスの上、御参照ください。

◇ 不登校児童生徒への支援について - 岐阜県公式ホームページ -

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/248668.html>

(岐阜県教育委員会義務教育課)



◇ 教育相談窓口 - 岐阜県公式ホームページ -

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/16552.html>

(岐阜県教育委員会学校安全課)



◇ 教育相談関係資料 - 岐阜県公式ホームページ -

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16430.html>

(岐阜県教育委員会学校安全課)



◇ 不登校について - 文部科学省ホームページ -

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm

(文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室)



(5) 「岐阜県学校・フリースクール等連携協議会」について

県教育委員会では、学校とフリースクール等の民間施設・団体との連携協力により、不登校児童生徒の支援が一層充実するよう、令和3年2月に「岐阜県学校・フリースクール等連携協議会」を設置しています。

【岐阜県学校・フリースクール等連携協議会 実施要項】

1 開催の趣旨

岐阜県において、不登校児童生徒の社会的自立に向け、学校や関係機関において様々な支援が進められているが、県内の不登校児童生徒数は依然として高水準で推移し、喫緊の課題となっている。

不登校児童生徒への支援に当たっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年12月14日公布)」に基づく文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年10月25日)」等に示されたように、学校、教育支援センター等の公的機関(以下「学校等」という)と、フリースクールなどの民間施設(以下「フリースクール等」という)とが、より積極的な連携を図っていくことが望ましく、そのために、教育委員会においては、日頃から情報交換や連携に努める必要がある。

そこで、不登校児童生徒のための居場所づくりを進めるフリースクール等と、学校等との連携協力による支援が一層充実するよう、岐阜県学校・フリースクール等連携協議会(以下「協議会」という)を設置する。

2 協議事項

- (1) 学校等とフリースクール等との相互理解の推進に関する事項
- (2) 学校等とフリースクール等との連携協力の在り方、及び具体的な連携協力の方策に関する事項
- (3) その他、協議会が必要と認める事項

3 組織

- (1) 協議会委員は、次に掲げる者のうちから、岐阜県教育委員会事務局担当課長が選任する。
・学識経験者 ・フリースクール等関係者 ・教育支援センター、市町村教育委員会関係者
・学びの多様化学校関係者 ・小・中学校代表者
- (2) 委員の任期は、1年間とする。なお、再任は妨げない。
- (3) 協議会に、会長及び副会長を各1名置く。
- (4) 会長は、委員会の中から互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- (5) 会長は、協議会を代表し、会を総括する。
- (6) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 運営

- (1) 協議会は、岐阜県教育委員会事務局担当課長が召集する。
- (2) 会議は、原則として年間2回開催する。
- (3) 協議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 事務局

事務局は、岐阜県教育委員会義務教育課に置く。
庶務は、協議内容等に応じて、教育総務課、学校安全課、義務教育課が分担して処理する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、本会議の運営に関して必要な事項は、事務局が本会に諮って定める。

【令和6年度】岐阜県学校・フリースクール等連携協議会 委員 (敬称略)

会長	古田 信宏	学校法人 誠広学園平成医療短期大学 講師 元 岐阜大学 特任教授 ・ 日本学校教育相談学会岐阜県支部 理事長
副会長	加納 博明	学校法人 西濃学園 学園長
委員	鷲見 佐知	岐阜市立草潤中学校 校長
委員	木野村 真由美	NPO法人 教育・地域交流機構 理事長 フリースクールユニーク! 代表
委員	豊永 利香	NPO法人 つむぎの森 代表理事 フリースクールどんぐり 代表
委員	木下 慎一郎	一般社団法人 まなびのとびら岐阜羽島きょういくラボ 代表理事 みんなの学び舎ことのは 代表
委員	三輪 英二	関市児童生徒適応指導教室 ふれあい教室 室長
委員	木村 秀実	多治見市児童等適応指導教室 さわらび学級 学級長
委員	五藤 政志	岐阜県小学校長会 (笠松町立笠松小学校 校長)
委員	寺田 幸広	岐阜県中学校長会 (岐阜市立岐阜西中学校 校長)

(事務局)岐阜県教育委員会 義務教育課

岐阜県 学校・フリースクール等連携ガイドライン

令和3年6月30日発行

(令和6年6月25日更新)

<編集・発行> 岐阜県教育委員会(義務教育課小中総合支援係)

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111(代表)